平成25年度応急手当普及員養成講習会について

1 応急手当普及員とは

松山市内に在住または通勤する一般市民(「事業所の従業員」や「自主防災組織等の市民(構成員)」など)の中で、普通救命講習などの指導者になるため、3日間の講習を受講し、松山市消防局長から応急手当普及員としての認定を受けた者。

2 応急手当普及員に認定されると

松山市消防局のカリキュラムに基づいた下記の救命講習等に、救急隊員と一緒に一次 救命処置法(心肺蘇生法やAEDの取扱いなど)を指導できます。

また、救急隊員と一緒に講習指導をしていただくことで、市民の方により身近に応急 手当を感じていただくことができ、かつ、地域に根付いた応急手当普及啓発活動が期待 できます。

3 応急手当普及員養成講習会 年間開催予定等

【対象者】

松山市内に在住または通勤・通学している方。

~平成25年度松山市ホームページ・広報まつやま募集案内掲載予定~

	日程	時間	募集人員	申し込み開始時期
第1回	5/27 (月) ~5/29 (水)	9時~17時	各回 20 人 (先着順)	 ≪期 間≫ 5月1日(水)~11月22日(金) ※土・日・祝日を除く8時30分~17時00分 ≪方 法≫ 電話にて926-9227(消防局警防課まで)
第2回	6/3 (月) ~6/5 (水)			
第3回	7/8(月)~7/10(水)			
第4回	9/9 (月) ~9/11 (水)			
第5回	10/21 (月) ~10/23 (水)			
第6回	11/27 (水) ~11/29 (金)			电印(こく 920 9221 (1日例)内言例除よく)

※第1回は募集終了しました。

- ※養成講習会を3日間連続して受講が必要です。
- ※資格取得後、「市民救急サポーター」に登録すると、救急隊員とともに応急手当指導が 可能です。

【お問い合せ先】

松山市消防局 警防課

救急担当;村上·越智

電話;089-926-9227

「市民救急サポーター制度」の概要

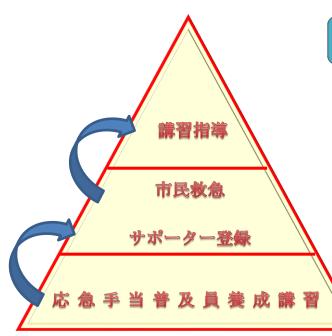
1.「市民救急サポーター制度」の概要

応急手当普及員等の資格を持つ一般市民の方々が「市民救急サポーター」として任意 登録し、松山市消防局が実施する救命講習等において、救急隊員とともに応急手当普及員として指導する制度です。

平成 24 年度から応急手当普及員の養成を開始し、現在、73 名の市民救急サポーターが登録し、指導に向けて研修会を積み重ねています。

救急隊員とともに地域に根付いた講習を実施することで、救命率向上が期待されます。

2. 主な活動内容・役割等







- ・消防局主催の救命講習等での指導。
- その他、大規模災害発生時の救護活動等。
- ・指導ができる人材育成。
- ・質の高いバイスタンダー誕生。

3. 登録条件

- (1) 市内に在住または通勤・通学している応急手当普及員講習の修了者。
- (2) 市内で応急手当普及啓発活動を実施している団体。(事業所・自主防災組織等)

4. 交通費・傷害保険・貸与品について

- (1) 松山市消防局主催の講習指導に限り、1回交通費1,000円支給。
- (2) 登録時に傷害保険に加入します。
- (3) 指導者用ユニフォーム貸与。

5. 平成 24 年度活動実績

・14日間で延べ71人が活動に参加。